

19. その他の事項

19. その他の事項

本事業の実施に際しては、建築基準法等の法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・宅地造成等規制法
- ・道路法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・ガス事業法
- ・電気事業法
- ・消防法
- ・土壤汚染対策法
- ・景観法
- ・文化財保護法
- ・大阪府福祉のまちづくり条例
- ・大阪府野外広告物条例
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・大阪府景観条例
- ・吹田市開発事業の手続に関する条例
- ・吹田市景観まちづくり条例
- ・吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・吹田市建築基準法施行条例
- ・吹田市環境基本条例
- ・吹田市環境の保全等に関する条例
- ・吹田市水道条例
- ・吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・吹田市産業振興条例
- ・吹田市下水道条例
- ・吹田市文化財保護条例
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・その他立地施設ごとの個別法令 等